



**11** 令和2年11月15日 発行  
**第74巻 第11号**  
 岡山市北区桑田町15番28号  
 一般社団法人岡山県労働基準協会  
 編集兼 (電話) (086) 225-3571  
 発行人 岡田 康 浩  
 1部 50円 1年 600円  
 (購読料は会費を含む)  
 ホームページ <http://www.olsa.or.jp>



菩提寺の大イチョウ(勝田郡奈義町) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)

**11月**

**安全衛生12のポイント**

**わたしから  
笑顔で  
あいさつ**

**11月** ゆとり創造月間

**12月** 12月1日~翌年1月15日  
年末年始無災害運動

**目次** **Nov. 2020**

**行政の動き**

- 11月は過労死等防止啓発月間です ..... 2
- 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です ..... 4
- 母性健康管理措置等に係る特別相談窓口を開設しました... 4
- 子の看護休暇・介護休暇について ..... 5
- 11月は労働保険適用促進強化期間です .....10
- 溶接ヒュームが特定化学物質として規制対象と .....12  
なります(その4)

**働き方**

- 働き方の見直しに向けた取組を! ..... 3
- 令和2年度中央労働災害防止協会緑十字賞を受賞 ..... 6
- KYT(危険予知訓練)トレーナー研修会のご案内 ..... 7
- 中小企業無災害記録証が授与されました ..... 9
- 中小企業無災害記録証授与制度申請のご案内 ..... 9
- 令和2年度年末年始無災害運動について .....11
- 令和2年度岡山労働局長表彰を受賞 .....14

**労働災害 - 統計 -** ..... 13

**協会より**



# 働き過ぎで起こる 健康障害のリスクを 知っていますか？

働くことは大切。

でも働き過ぎはあなたの健康に様々な影響を及ぼし、  
ひいては過労死にも繋がる危険があります。

いま多くの会社が、新しい時代の  
新しい働き方の実現に向けた取組を始めています。

～トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年  
**11月**は「**過労死等防止啓発月間**」です。  
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施  
します。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間/平日 8:30～17:15）

**労働条件相談ほっとライン** ▶ **0120-811-610** はい！ ろうどう  
(月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00)

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

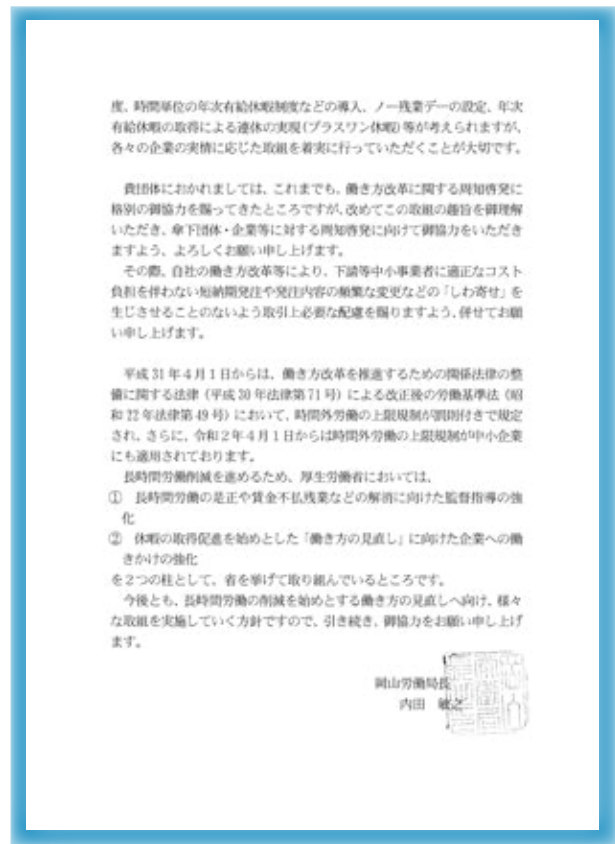
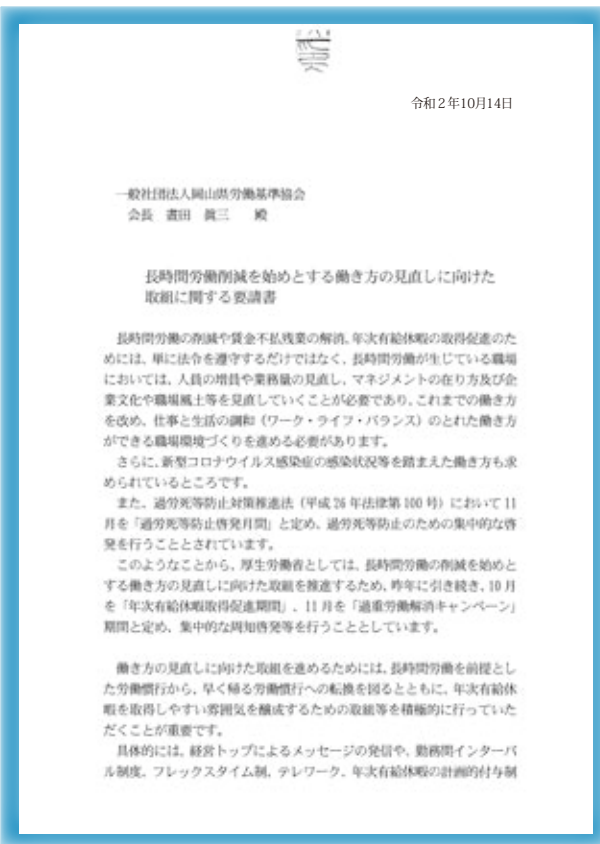
# 岡山労働局長から協力要請 長時間労働を始めとする働き方の見直しに向けた取組を!

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進など、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進めていく、働き方の見直しに向けた取組へ協力を求めるため、岡山労働局長から「要請書」の手交を受けました。

会員事業場におかれましては、要請の趣旨をご理解のうえ、働き方の見直しに向けた取組を推進いただきますよう、ご協力をお願いいたします。



内田岡山労働局長（向かって右）



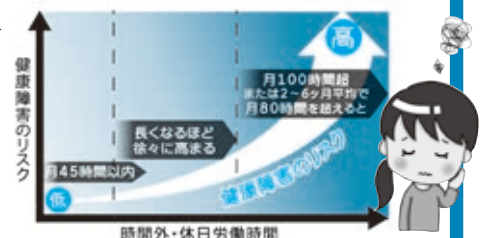
## 知っていますか？ 過重労働による健康障害

### ○労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

### ○過重労働と健康障害の関係性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



**過重労働による健康障害を防止するため、  
時間外・休日労働時間等を削減し、年次有給休暇の取得を促進しましょう。**



## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

### 事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、昨年度から11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。岡山労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

**問合せ先** 岡山労働局雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017

### 事業主・働く妊婦の皆さまへ

#### 新型コロナウイルス感染症に関する

## 「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を開設しました！

(令和2年10月1日～令和3年1月31日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、感染のおそれによる心理的なストレスが母体の健康に与える影響により、医師等が休業や作業制限の指導をした場合には、事業主は、この指導に基づき、必要な措置を講じなければなりません。

また、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、休暇を取得させた事業主に対し、助成金の申請を受け付けているところです。

妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる環境を整備するため、下記のとおり特別相談窓口を開設し、女性労働者や事業主からの母性健康管理や助成金制度についての相談に対応しています。

お気軽にご相談ください。

休業中の給与は支給されるのかな？  
できれば有給でお休みしたい。



多くのお客さんと接する仕事なので、  
感染が不安。

母性健康管理  
措置等に係る  
特別相談窓口

### 岡山労働局雇用環境・均等室

受付時間 8時30分～17時15分

電話番号 086-225-2017

住所 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

○入館の際に身分証明書の提示が必要です

○駐車場 有

## 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で 取得できるよう就業規則を見直しましょう！ (施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できる**ようになります。施行は事業所規模に関わらず令和3年1月1日ですが、就業規則の見直し等、早めの対応をお願いします。

### 改正のポイント

#### 改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



#### 改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得できる**

☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**

☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

- ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
- ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

### 就業規則の規定例（子の看護休暇の場合）※ 介護休暇も同様の改定が必要です。

#### 第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、**時間単位**で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

育児・介護休業法に関するお問い合わせは  
岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017



# 令和2年度 中央労働災害防止協会緑十字賞を受賞

中央労働災害防止協会では、長年にわたり我が国の産業安全または労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人等に対して緑十字賞を贈呈されています。

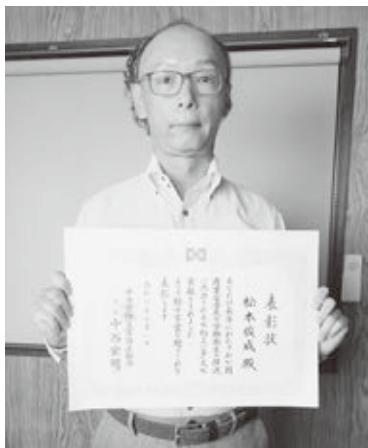
この度、令和2年度の緑十字賞受賞者として、岡山県下から乍 智之氏、松本 俊成氏、桐野 享治氏が受賞されました。

## 《労働衛生》



**乍 智之氏**  
JFEスチール株式会社  
西日本製鉄所(倉敷地区)  
安全健康室 主任部員

## 《産業安全および労働衛生》



**松本 俊成氏**  
内海産業株式会社  
代表取締役



**桐野 享治氏**  
一般社団法人  
岡山県労働基準協会  
理事 事務局長



**Metaltech**  
株式会社 **メタルテック**  
岡山事業所

〒704-8126 岡山市東区西大寺浜910  
Tel.(086)943-2934 Fax.(086)943-4787

**NAKASHIMA**  
We Go Beyond

**ナカシマプロペラ株式会社**

本社/〒709-0625  
岡山市東区上道北方688-1  
TEL(086)279-5111  
FAX(086)279-3107

弁護士法人  
**太陽綜合法律事務所**  
(岡山弁護士会所属)

岡山県労働基準協会顧問弁護士  
弁護士 近藤 弦之介  
弁護士 藤原 健輔  
弁護士 馬場 幸三  
弁護士 谷口 怜司  
弁護士 山本 愛子  
弁護士 川端 美智子  
弁護士 石田 麻衣  
弁護士 青田 夢  
弁護士 鹿室 辰義  
弁護士 岡田 湧  
客員弁護士 石島 弘

〒700-0901  
岡山市北区本町6番36号  
第一セントラルビル2階  
TEL(086)224-8338(代)  
FAX(086)224-7555

**津山ガス株式会社**

取締役社長 荻田 善嗣

岡山県津山市林田町92  
☎(0868)22-7211



**坂本産業株式会社**

代表取締役 坂本修三

〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1  
TEL(0865)65-0311(代)  
FAX(0865)65-0460

**武田育男税理士事務所**

岡山市北区東島田町1丁目2-5  
Tel.(086)231-1227

**三井造船特機エンジニアリング株式会社**  
マリン・メンテ事業部

取締役事業部長 三島 利文

〒706-8651  
岡山県玉野市玉3丁目1番1号  
TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612



# KYT(危険予知訓練)トレーナー研修会



ゼロ災でいこう ヨシ!

2020年度

12月22日(火)～23日(水) 岡山市

別途、広島市、高松市、高知市でも開催しております。

**危** 険予知訓練(KYT)は、「人間尊重」の理念のもと、一人ひとりを大切に、誰ひとりケガをしない、させない明るい職場づくりを目標とし、職場に潜む危険を全員参加で話し合い、**危険に対する感受性を鋭くするために有効な手法です。**

**労** 働災害ゼロを守るためには、経営者、管理監督者、第一線で働く人々**全員が、それぞれの立場、持ち場で労働災害防止活動に参加し、話し合い、考え合せて問題を解決する、いきいきとした職場風土を作る**ことが基本になります。

## おすすめします!

- ・これからゼロ災運動推進の柱としてKYTを展開しようとする職場のリーダー
- ・職場で実施しているKYTの効果をさらにアップさせたい方
- ・KYで定めた行動目標を、本音の目標として実作業で確実に行動する職場づくりをしたい方



## カリキュラム概要 (予定)

【第1日目】 9:00 (受付8:30～)～17:00

講 義……ゼロ災運動のめざすもの  
 実 技……指差し呼称  
 実 技……健康問いかけKY  
 実 技……危険要因のとらえ方と表現の仕方  
 実 技……KYT基礎4ラウンド法  
 実 技……1人4ラウンドKYT

【第2日目】 9:00～17:00

実 技……ワンポイントKYT  
 実 技……自問自答カード1人KYT  
 実 技……トレーナー演習  
 情報交流……安全衛生上の問題点について  
 実 技……問題解決4ラウンド法

【会場】 岡山商工会議所ビル 101・102会議室 (岡山県岡山市北区厚生町3-1-15)

- ・バス：岡山駅～「中庄駅」「倉敷駅」行き「厚生町商工会議所」停留所下車、約13分
- ・車：岡山駅～約8分、有料駐車場あり

## 【受講料】

	中災防賛助会員料金 岡山県労働基準協会会員料金※1	一般料金
通常料金	26,730円 (本体24,300円+税10%)	29,700円 (本体27,000円+税10%)
中小規模事業場に対する 割引サービス料金※2	16,038円 (本体14,580円+税10%)	17,820円 (本体16,200円+税10%)

※1 岡山県労働基準協会会員料金の適用は岡山会場のみ。

※2 中小規模事業場に対する割引サービスを利用する場合は、裏面記載の資料が必要となります。

**主 催** 中央労働災害防止協会(中災防) 中国四国安全衛生サービスセンター

**協 力** 一般社団法人岡山県労働基準協会

(様式)

< 申込書 >

中災防・中四国センター宛

FAX (082) 238-4716

申込方法	太枠内をご記入(口欄にはチェック)のうえ、FAXでお申込みください。受講料は前納制となっております。開催日1週間前までにご入金ください。参加証は1カ月前より順次発送いたします。 ※ご入金できない場合はご連絡ください。		
研修会	2020年度 KYT (危険予知訓練) トレーナー研修会 受付8:30~開始 F		
受講料 (本体価格は表紙に記載)	一般 29,700円 (税率10%) 中災防の会員又は賛助会員 または 岡山県労働基準協会会員 26,730円 (税率10%) 中小規模事業場に対する割引サービスをご利用の場合 一般 17,820円 (税率10%) 中災防の会員又は賛助会員 または 岡山県労働基準協会会員 16,038円 (税率10%)	昼食なし	
開催日	令和2年12月22日(火)~23日(水) 【岡山会場】		
フリガナ 事業場名 (参加者の所属事業場)		事業場規模	<input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50~99人 <input type="checkbox"/> 100~299人 <input type="checkbox"/> 300人以上
所在地 <input type="checkbox"/> 勤務地 <input type="checkbox"/> 自宅	〒 -	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 岡山県労働基準協会会員 <input type="checkbox"/> 中災防の会員又は賛助会員 (※事業場単位) (下欄に番号をご記入下さい)	
	TEL( ) -	FAX( ) -	
参加者	フリガナ	所属・役職名	年代(✓)をご記入ください
	氏名 男・女		<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上
参加者	フリガナ	所属・役職名	年代(✓)をご記入ください
	氏名 男・女		<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上
連絡担当者	フリガナ	所属・役職名	
入金方法	<input type="checkbox"/> 広島銀行 横川支店(店番014) 普通 3053092 ^振込		□座名義:中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター ※ 振込手数料はお客様のご負担となります
	<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行振替口座 広島 01350-0-26420 ^振込		
	<input type="checkbox"/> 現金書留にて送付 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
入金予定日	月 日 (済・予定) ※キャンセル料 研修開催日7日前~前日(17時)までの取消 受講料の30% (返金の振込手数料はお客様負担) 研修当日の取消 受講料の100%		
請求書	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (→宛名: )		
領収書	金融機関から発行される振込受領書(明細書)を領収書に代えさせていただきます。なお、別途必要な方は担当部所までご連絡ください。		

※中小規模事業場に対する割引サービスについて

中災防は、中小規模事業場の皆様に中災防の実施する研修会・セミナー等をより一層利用いただくために、利用料金の割引を実施しています。割引サービスを利用できる事業場は、①常時使用する労働者の数が300人未満の事業場であること②労災保険の適用事業場であることのいずれの要件も満たしている事業場です(ご利用いただける研修会等の詳細は中災防HP (<http://www.jisha.or.jp/chusho/discount.html>)でご確認いただくか、当センターにお問い合わせください)。

※割引サービスの利用を希望される場合は口にチェックマークを記入してください。

割引サービスの利用を希望する

※当該年度初回ご利用の方は労働保険の申告書の写しを添付してください。2回目以降の利用の方は、労働保険番号を以下にご記入ください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

なお、割引サービスを利用して受講した場合、後日実施効果等の確認のためアンケート調査にご協力いただくことがあります。

割引サービスの利用において、不正または虚偽が判明した場合は、割引料金の適用を取り消し、正規料金を請求させていただきます。

※受講申込みの取消し・参加者変更などの場合は、必ず書面(FAX)にてご連絡ください。※研修会当日に必ず参加証をお持ちください。

※ご注意 ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって保管し、お申込の研修会(講習)の的確な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)に使用するほか、二次利用として、当協会が行う各種セミナー、図書等のご案内、その他公益的な観点からの情報の提供等に使用することがあります。個人情報の二次利用に同意いただけない方は口にチェックマークをご記入ください。

同意しない

お申込み・お問い合わせ先 → 中央労働災害防止協会(中災防)中国四国安全衛生サービスセンター

〒733-0003 広島市西区三篠町3-25-30 TEL:(082)238-4707 FAX:(082)238-4716



# 中小企業無災害記録証が授与されました!!

## 株式会社BOSS(岡山市南区浦安本町139-4)

同社では、平成24年11月1日から無災害を継続し、平成29年10月9日に記録(第一種・努力賞・1,500日)を見事達成し、本年8月に中小企業無災害記録証を申請されました。このたび、9月1日付けでその交付が決定し、10月14日、岡山県労働基準協会において記録証の伝達式が行われました。

伝達式では、亀井 一広 代表取締役社長に記録証と記念品が手渡されました。

申請事業場の業種はその他の事業、次回の「第二種・進歩賞・3,000日」も達成されますことを祈念いたします。



受賞された亀井代表取締役社長

### ◆代表者からのメッセージ

この度は、中小企業無災害記録証(努力賞)を授与いただき誠にありがとうございます。

弊社は建築のリフォーム関係全般の工事を行っており、外壁改修工事を主で施工させていただいております。常に足場を組み、高いときは30m以上にもなります。材料の運搬や屋根の上がり下がり、手作業、電動工具も使用することが多いためケガのリスクが高い業種です。そのような環境の中で、こうして無災害の記録を達成できたのも、安全第一を前提とした厳しい指導をしてくださる元請会社様、日頃からご指摘を頂くお客様、従順に頑張ってくれている従業員など、たくさんの方々のおかげで今回の授与に繋がったと思います。しかし、危ない場面が全くなかったわけではありません。そんなヒヤリハットを無くすよう、会社が従業員一人一人の健康と安全を守り、従業員のご家族にも安心していただけるよう引き続き万全の労働災害防止対策を行ってまいります。

また、次回の3,000日第二種(進歩賞)に向けて従業員一同が一丸で無災害を継続し、日々健康と安全に気をつけながらより良い社会に貢献していきたい所存であります。

株式会社BOSS 代表取締役社長 亀井 一広

## 中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

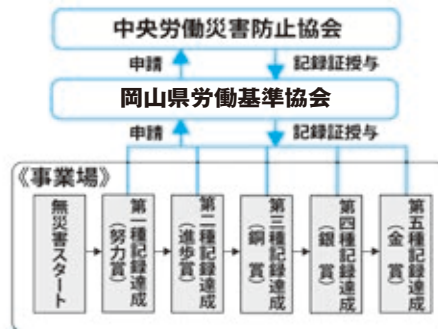
中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

表彰の対象となる事業場は次の要件をいずれも満たしている事業場です。

- 中小企業(資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業)に属する事業場
- 労働者が10人以上100人未満の事業場

### ■中小企業無災害記録証授与制度申請のながれ



### 《申請書及び制度のお問い合わせ》

- ・中央労働災害防止協会ホームページ
- ・岡山県労働基準協会 TEL086-225-3571

# 急な雨でも、 従業員を守る。

## 11月は労働保険適用促進強化期間です



転ばぬ先の傘。

# 労働保険

労災保険

+

雇用保険

電子申請での手続き、口座振替納付が便利。24時間、365日いつでもOK!

正社員、パート、アルバイト。

雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、  
事業主は労働保険の手続きを行う義務があります。  
忘れずに労働保険の手続きを。

- 労働保険とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

# 令和2年度年末年始無災害運動

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で50回目を迎えます。

本年度の年末年始無災害運動は、

**『きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害』**

を標語として令和2年12月1日から令和3年1月15日までの間、展開することとなりました。

とりわけ、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非正常作業における安全確認の徹底、高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検の実施、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となります。

みんなで力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思い新たに無災害を目指して取組みましょう。

## 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非正常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (5) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (6) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (7) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (8) 交通労働災害防止対策の推進
- (9) 安全衛生パトロールの実施
- (10) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (11) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (12) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (13) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (14) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食生活、運動等）に関する健康指導などの実施
- (15) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症対策の徹底
- (16) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (17) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

**主唱者：中央労働災害防止協会**

**後援：厚生労働省**

**年末年始ポスターなど各種用品を取り扱っています。  
お申込みは協会各支部へお早めに。**





# 溶接ヒュームが特定化学物質として 規制対象となります

その  
4

令和2年4月22日付けで改正された労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則により、溶接ヒュームが特定化学物質として規制対象となりました。

その改正内容の説明の4回目です。

## ◎改正内容について

### 2. アーク溶接等作業に係る措置

#### (3) アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場の場合

令和4年4月1日以降は、第3回でお知らせしたアーク溶接ヒュームの個人ばく露の測定結果によって、「有効な」呼吸用保護具を選択する必要があります。

今回は、その選択方法について説明します。

#### 選択手順1：測定結果から、溶接ヒューム中のマンガン濃度を求める。

この手順は、個人ばく露量を測定した作業環境測定機関等に依頼することになります。それによって、マンガンが空気1m<sup>3</sup>当たり何mg入っているかを求めます。

#### 選択手順2：マンガン濃度（C mg/m<sup>3</sup>）から、「要求防護係数（PFR）」を求める。

次の式で計算して求めます。

$$PFR = C / 0.05$$

例：測定結果から、マンガンの濃度Cが1mg/m<sup>3</sup>だった場合は、

$$PFR = 1 / 0.05 = 20 \quad \text{となります。}$$

#### 選択手順3：「要求防護係数」を上回る「指定防護係数」を有する呼吸用保護具を選択する。

防じんマスクの種類ごとの「指定防護係数」の表を次のページに示します。

防じんマスク等では、その形状や、フィルターの性能により性能を表す記号が入っていますので、それと照合します。

上記の例では、PFRが20ですので、次のページの表から、指定防護係数が20以上のものでないと、「有効な」呼吸用保護具であるとは認められないこととなりますので、一般的によく使用されている半面形面体では、電動ファン付き呼吸用保護具で、A級のPS2またはPL2以上であることが必要になります。



指定防護係数の表

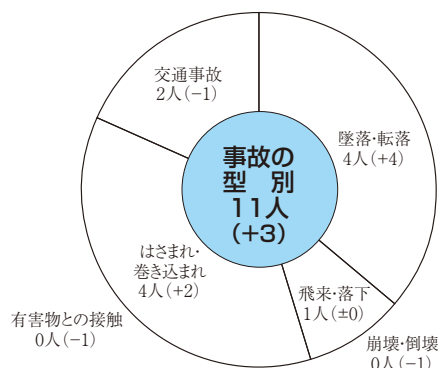
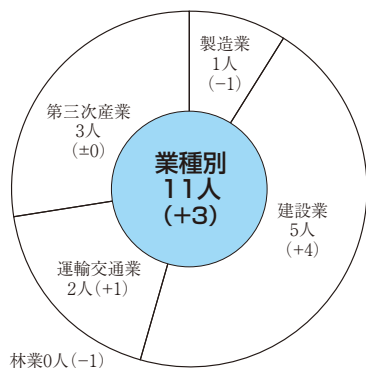
呼吸用保護具の種類				指定防護係数	
名称	種類	面体の形状	フィルタの性能区分		
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50	
			RS2又はRL2	14	
			RS1又はRL1	4	
		半面形面体	RS3又はRL3	10	
			RS2又はRL2	10	
			RS1又はRL1	4	
	使い捨て式			DS3又はDL3	10
				DS2又はDL2	10
				DS1又はDL1	4
名称	面体の形状	漏れ率による区分	フィルタの性能区分	指定防護係数	
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	PS3又はPL3	1,000	
		A級	PS2又はPL2	90	
		A級又はB級	PS1又はPL1	19	
	半面形面体	S級	PS3又はPL3	50	
		A級	PS2又はPL2	33	
		A級又はB級	PS1又はPL1	14	
	フード形又はフェイスシールド形	S級		PS3又はPL3	25
					20
		S級又はA級		PS2又はPL2	20
		S級、A級又はB級		PS1又はPL1	11

S級、A級及びB級は、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十五号）第一条第四項の規定による区分（別表第四において同じ。）であること。PS1、PS2、PS3、PL1、PL2及びPL3は、同条第五項の規定による区分（同表において同じ。）であること。  
 ※その他の呼吸用保護具についても、指定防護係数が定められています。  
 必要に応じてご確認ください。

2020年（令和2年）労働災害発生状況

死亡災害

9月末現在（速報値）  
 ( )内は前年同月比増減数



死傷災害

(休業4日以上の死傷災害)

9月末現在（速報値）  
 ( )内は前年同月比増減数

